

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第3条第1項	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(幼稚園型(単独型)、保育所型及び地方裁量型)の認定及び条例制定	都道府県	都	平成30年4月1日から指定都市権限 平成31年4月1日から中核市権限
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第3条第3項	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(幼稚園型(並列型・接続型))の認定及び条例制定	都道府県	都	平成30年4月1日から指定都市権限 平成31年4月1日から中核市権限
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第3条第5項	認定の審査	都道府県	都	平成30年4月1日から指定都市権限 平成31年4月1日から中核市権限
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第3条第8項	認定・不認定	都道府県	都	平成30年4月1日から指定都市権限 平成31年4月1日から中核市権限
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第3条第9項	認定しない旨及び理由の通知	都道府県	都	平成30年4月1日から指定都市権限 平成31年4月1日から中核市権限
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第3条第11項	自ら設置した施設についての公示	都道府県	都	平成30年4月1日から指定都市権限 平成31年4月1日から中核市権限
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第4条第1項	認定申請の受理	都道府県	都	平成30年4月1日から指定都市権限 平成31年4月1日から中核市権限
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第7条第1項	認定の取消し	都道府県	都	平成30年4月1日から指定都市権限 平成31年4月1日から中核市権限
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第7条第2項	認定を取消したときの公表	都道府県	都	平成30年4月1日から指定都市権限 平成31年4月1日から中核市権限
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第7条第3項	自ら設置した施設についての公示の取消し	都道府県	都	平成30年4月1日から指定都市権限 平成31年4月1日から中核市権限
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第8条第1項	関係機関への協議	都道府県	都	平成30年4月1日から指定都市権限 平成31年4月1日から中核市権限
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第28条	教育・保育等に関する情報の提供	都道府県	都	
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第29条第1項	申請事項の変更に係る届出の受理	都道府県	都	平成30年4月1日から指定都市権限(幼保連携型認定こども園は中核市権限) 平成31年4月1日から中核市権限
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第29条第4項	変更の届出に係る事項の周知	都道府県	都	
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第30条第1項	設置者からの報告の徴収	都道府県	都	平成30年4月1日から指定都市権限(幼保連携型認定こども園は中核市権限) 平成31年4月1日から中核市権限
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第30条第3項	第1項に定めるもの以外の報告の徴収	都道府県	都	平成30年4月1日から指定都市権限(幼保連携型認定こども園は中核市権限) 平成31年4月1日から中核市権限

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
地方自治法	第9条の5第1項	市町村の区域内にあらたに土地を生じた ときの届出の受理	都道府 県	都	
地方自治法	第9条の5第2項	届出を受理したときの告示	都道府 県	都	
旅券法	第3条第1項	一般旅券の発給に係る申請受理	都道府 県	都	
旅券法	第3条第2項	一般旅券の発給申請に係る申請者の身 分上の事実の確認、事実の認定	都道府 県	都	
旅券法	第3条第3項	一般旅券の発給申請に係る申請者が人 違いでないこと等の確認	都道府 県	都	
旅券法	第8条第1項	一般旅券の交付	都道府 県	都	
旅券法	第8条第3項	やむを得ない理由により申請者の出頭が 困難な場合の一般旅券の交付	都道府 県	都	
旅券法	第10条第1項	一般旅券の記載事項訂正に係る申請受 理	都道府 県	都	
旅券法	第10条第4項	記載事項訂正に係る一般旅券の交付	都道府 県	都	
旅券法	第12条第1項	一般旅券の査証欄増補に係る申請受理	都道府 県	都	
旅券法	第12条第3項	査証欄増補に係る一般旅券の交付	都道府 県	都	
旅券法	第17条第1項	一般旅券の紛失又は焼失の届出受理	都道府 県	都	
旅券法	第17条第3項	一般旅券の紛失又は焼失の届出に係る 届出者が人違いでないこと等の確認	都道府 県	都	
旅券法	第19条第5項	返納された一般旅券の受領	都道府 県	都	
旅券法	第19条第6項	返納された一般旅券の消印及び還付	都道府 県	都	
旅券法施行規則	第3条第1項	申請者が出頭しない場合の一般旅券発 給申請の届出受理	都道府 県	都	
旅券法施行規則	第3条第2項	申請者が出頭しない場合の一般旅券発 給申請の届出について、出頭した者が指 定した者であることの確認	都道府 県	都	
国有財産法	第31条の2	他人の土地への立入り	都道府 県	都	特別区が管理する道路及び河川の国 有財産に限る
国有財産法	第31条の3	境界確定の協議	都道府 県	都	特別区が管理する道路及び河川の国 有財産に限る
国有財産法	第31条の4・第31条の5	境界の決定	都道府 県	都	特別区が管理する道路及び河川の国 有財産に限る
租税特別措置法	第28条の4第3項第5号 イ	優良宅地の認定(個人短期譲渡分・宅地 面積千平方メートル以上) 【都道府県知事の事務とされた認定事 務】	都道府 県	都	
租税特別措置法	第28条の4第3項第6号	優良住宅の認定(個人短期譲渡分・宅地 面積千平方メートル以上) 【都道府県知事の事務とされた認定事 務】	都道府 県	都	
租税特別措置法	第31条の2第2項第14 号ハ	優良宅地の認定(個人・法人長期譲渡 分・宅地面積千平方メートル以上) 【都道府県知事の事務とされた認定事 務】	都道府 県	都	
租税特別措置法	第62条の3第4項第14 号ハ	優良宅地の認定(個人・法人長期譲渡 分・宅地面積千平方メートル以上) 【都道府県知事の事務とされた認定事 務】	都道府 県	都	
租税特別措置法	第31条の2第2項第15 号ニ	優良住宅の認定(個人・法人長期譲渡 分・宅地面積千平方メートル以上) 【都道府県知事の事務とされた認定事 務】	都道府 県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
租税特別措置法	第62条の3第4項第15号二	優良住宅の認定(個人・法人長期譲渡分・宅地面積千平方メートル以上) 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	
租税特別措置法	第63条第3項第5号イ	優良宅地の認定(法人短期譲渡分・宅地面積千平方メートル以上) 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	
租税特別措置法	第63条第3項第6号	優良住宅の認定(法人短期譲渡分・宅地面積千平方メートル以上) 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	
租税特別措置法	第68条の6第3項第5号イ	優良宅地の認定(連結法人短期譲渡分)	都道府県	都	
租税特別措置法	第68条の6第3項第6号	優良住宅の認定(連結法人短期譲渡分)	都道府県	都	
租税特別措置法施行令	第20条の2第14項	中高層の耐火建築物の建築を目的とする事業であることの認定 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	
租税特別措置法施行令	第25条の4第2項	中高層の耐火建築物の建築を目的とする事業であることの認定 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	
租税特別措置法施行令	第25条の4第17項	中高層の耐火建築物の取得に係る特別な事情があることの認定 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	
租税特別措置法施行令	第38条の4第23項	特定の民間再開発事業の認定(法人譲渡分)	都道府県	都	
学校教育法	第4条第1項	私立の幼稚園の設置廃止等の認可	都道府県	都	
学校教育法	第10条	私立の幼稚園の校長の届出	都道府県	都	
学校教育法	第13条第1項	私立の幼稚園の閉鎖命令	都道府県	都	
学校教育法施行令	第27条の2第1項	私立の幼稚園の目的の変更等についての届出	都道府県	都	
私立学校法	第6条	私立幼稚園に対する報告書の提出の要求	都道府県	都	
教育公務員特例法	第22条の3第1項	県費負担教職員の資質向上に関する指標の策定	都道府県	都	
教育公務員特例法	第22条の3第2項	県費負担教職員の資質向上に関する指標の策定又は変更にかかる協議	都道府県	都	
教育公務員特例法	第22条の3第3項	県費負担教職員の資質向上に関する指標の公表	都道府県	都	
教育公務員特例法	第22条の5第1項	県費負担教職員の資質向上に関する協議を行う協議会の組織	都道府県	都	
文化財保護法	第35条第3項(第46条の2第2項、第83条、第118条、第120条、第129条第2項及び第172条第5項において準用する場合を含む。)	重要文化財等の管理に関する指揮監督に係る通知事務	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第36条第3項(第83条、第121条第2項及び第172条第5項において準用する場合を含む。)	重要文化財等の管理等に関する指揮監督に係る通知事務	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第43条第4項(第125条第3項において準用する場合を含む。)	重要文化財の現状変更等の停止命令に係る通知事務	都道府県	都	経由事務 文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
文化財保護法	第51条第5項(第51条の2(第85条において準用する場合を含む。)、第84条第2項及び第85条において準用する場合を含む。)	重要文化財の公開の停止命令に係る通知事務	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第53条第1項	所有者等以外による重要文化財の公開の許可に係る通知事務	都道府県	都	経由事務 府の区域内に存するもののみである場合(指定都市等の区域内に存するもののみである場合を除く)に限る
文化財保護法	第53条第3項	所有者等以外による重要文化財の公開の許可に関する許可条件の指示に係る通知事務	都道府県	都	経由事務 府の区域内に存するもののみである場合(指定都市等の区域内に存するもののみである場合を除く)に限る
文化財保護法	第53条第4項	所有者等以外による重要文化財の公開の停止命令及び許可の取消しに係る通知事務	都道府県	都	経由事務 府の区域内に存する場合(指定都市等の区域内に存するもののみである場合を除く)に限る
文化財保護法	第92条第1項	埋蔵文化財の調査のための発掘に関する届出の受理	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第92条第2項	埋蔵文化財の調査のための発掘に関する届出の指示及び命令に係る通知事務	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第94条第1項	国の機関等が行う発掘に関する通知の受理	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第94条第2項	国の機関等が行う発掘に関して協議を求める旨の通知に関する事務	都道府県	都	経由事務 文化庁長官が行うものを除く
文化財保護法	第94条第3項	国の機関が行う発掘に関する協議に係る通知及び書面の受理に関する事務	都道府県	都	経由事務 文化庁長官が行うものを除く
文化財保護法	第94条第4項	国の機関等が行う発掘に関する勧告に係る通知に関する事務	都道府県	都	経由事務 文化庁長官が行うものを除く
文化財保護法	第97条第1項	国の機関等の遺跡の発見に関する通知の受理	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第97条第2項	国の機関等の遺跡の発見に関して協議を求める旨の通知に関する事務	都道府県	都	経由事務 文化庁長官が行うものを除く
文化財保護法	第97条第3項	国の機関等の遺跡の発見に関する協議に係る通知及び書面の受理に関する事務	都道府県	都	経由事務 文化庁長官が行うものを除く
文化財保護法	第97条第4項	国の機関の遺跡の発見に関する勧告に係る通知に関する事務	都道府県	都	経由事務 文化庁長官が行うものを除く
児童福祉法施行令	第5条第2項	指定保育士養成施設の指定の申請の受理	都道府県	都	経由事務
児童福祉法施行令	第5条第3項	指定保育士養成施設の指定の変更申請の受理	都道府県	都	経由事務
児童福祉法施行令	第5条第4項	指定保育士養成施設の指定の変更届出の受理	都道府県	都	経由事務
児童福祉法施行令	第5条第5項	実績報告の提出の受理	都道府県	都	経由事務
児童福祉法施行令	第5条第7項	指定保育士養成施設の指定取消しの届出の受理	都道府県	都	経由事務
医療法	第4条第1項	地域医療支援病院名称承認申請の受理	都道府県	都	経由事務
医療法	第7条第3項	診療所の病床設置・病床種別変更等の許可申請の受理	都道府県	都	経由事務 平成29年4月1日から指定都市権限
医療法	第35条第1項	公的医療機関に対する命令	都道府県	都	
医療法	第35条第2項	公的医療機関に対する指示	都道府県	都	
医療法施行令	第3条の3	診療所病床設置等届出の受理	都道府県	都	経由事務 平成29年4月1日から指定都市権限
クリーニング業法	第6条	免許の申請の受理に関する事務	都道府県	都	経由事務

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
クリーニング業法	第7条第1項	クリーニング師の試験の受験の申し込み 受理に関する事務	都道府 県	都	経由事務
クリーニング業法施行 令	第1条第2項	免許証の訂正の申請受理	都道府 県	都	経由事務
クリーニング業法施行 令	第1条第3項	免許証の再交付の申請受理	都道府 県	都	経由事務
クリーニング業法施行 規則	第6条第2項	免許証提出の受理	都道府 県	都	経由事務
クリーニング業法施行 規則	第9条	免許証返納の受理	都道府 県	都	経由事務
クリーニング業法施行 規則	第10条第1項	登録の抹消申請の受理	都道府 県	都	経由事務
クリーニング業法施行 規則	第10条第2項	免許証返納の受理	都道府 県	都	経由事務
建築物における衛生 的環境の確保に関す る法律	第12条の2第1項	建築物における衛生的環境の確保に関 する事業の登録の申請の受理	都道府 県	都	経由事務
建築物における衛生 的環境の確保に関す る法律施行規則	第32条	建築物における衛生的環境の確保に関 する事業の登録証明書の交付	都道府 県	都	経由事務
建築物における衛生 的環境の確保に関す る法律施行規則	第33条第1項	建築物における衛生的環境の確保に関 する事業の登録変更等の届出の受理	都道府 県	都	経由事務
難病の患者に対する 医療等に関する法律	第6条第1項	支給認定の申請の受理	都道府 県	都	経由事務 平成30年4月1日から指定都市権限
難病の患者に対する 医療等に関する法律	第10条第1項	支給認定の変更の申請の受理	都道府 県	都	経由事務 平成30年4月1日から指定都市権限
難病の患者に対する 医療等に関する法律 施行規則	第12条第1項	支給認定の申請の受理	都道府 県	都	経由事務 平成30年4月1日から指定都市権限
難病の患者に対する 医療等に関する法律 施行規則	第13条第1項	申請内容の変更の届出の受理	都道府 県	都	経由事務 平成30年4月1日から指定都市権限
難病の患者に対する 医療等に関する法律 施行規則	第27条	医療受給者証の再交付の申請の受理	都道府 県	都	経由事務 平成30年4月1日から指定都市権限
農地法	第4条	農地転用の許可	都道府 県	都	
農地法	第5条	農地等の転用のための権利移動の許可	都道府 県	都	
農地法	第49条第1項・第3項・ 第5項	立入調査等(同法第18条第1項、第3項に かかるものを除く。)	都道府 県	都	
農地法	第50条	土地の状況等に関する報告の徴取(同 法第18条第1項、第3項にかかるものを除 く。)	都道府 県	都	
農地法	第51条	違反転用に對する処分	都道府 県	都	
土地地区画整理法	第76条	土地地区画事業施行地区内で、事業の施 行に障害となるおそれがある行為や建築 物・工作物の新築、増築等を行う場合 の、建築確認申請前の許可、意見聴取、 条件の付加、命令、措置及び公告に係る 事務(法上都道府県知事の権限となっ ている都道府県施行、機構等施行に係るも の)	都道府 県	都	
土地地区画整理法	第86条第1項	土地地区画整理事業の換地計画の認可 (機構等施行に係る事務に限る)	都道府 県	都	
土地地区画整理法	第97条第1項	換地計画の変更の認可(機構等施行に 係る事務に限る)	都道府 県	都	
土地地区画整理法	第103条第3項	換地処分の届出の受理(機構等施行に 係る事務に限る)	都道府 県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
土地区画整理法	第103条第4項	換地処分に係る公告(独立行政法人都市再生機構施行に係る事務に限る)	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の2第1項	再開発会社による市街地再開発事業の施行の認可(再開発会社が施行する第二種市街地再開発事業)	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の6及び第50条の9第2項において準用する第16条第1項	認可申請に係る事業計画の縦覧(再開発会社が施行する第二種市街地再開発事業)	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の6及び第50条の9第2項において準用する第16条第2項	縦覧に供した事業計画に係る意見書の受理(再開発会社が施行する第二種市街地再開発事業)	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の6及び第50条の9第2項において準用する第16条第3項	意見書に係る修正命令又は採択しない旨の通知(再開発会社が施行する第二種市街地再開発事業)	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の6及び第50条の9第2項において準用する第16条第5項	命令に伴う修正の申告の受理及びこれに伴う手続の実施(再開発会社が施行する第二種市街地再開発事業)	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の8第1項(第50条の9第2項、第50条の12第2項及び第50条の15第2項により準用する場合を含む。)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付(再開発会社が施行する第二種市街地再開発事業)	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の9第1項	規準又は事業計画の変更の認可(再開発会社が施行する第二種市街地再開発事業)	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の12第1項	再開発会社の合併若しくは分割又は事業の譲渡及び譲受の認可(再開発会社が施行する第二種市街地再開発事業)	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の14第1項	審査委員の承認(再開発会社が施行する第二種市街地再開発事業)	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の15第1項	事業の終了の認可(再開発会社が施行する第二種市街地再開発事業)	都道府県	都	
都市再開発法	第118条の6第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)	管理処分計画の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第118条の28第2項(法第99条の3第3項を準用)	特定建築者の決定に係る承認	都道府県	都	
都市再開発法	第118条の30第2項(法113条を準用)	第二種市街地再開発事業に係る再開発会社の事業の代行の開始の公告	都道府県	都	
都市再開発法	第118条の30第2項(法114条を準用)	第二種市街地再開発事業に係る再開発会社の事業の代行者の決定	都道府県	都	
都市再開発法	第118条の30第2項(法117条第1項を準用)	第二種市街地再開発事業に係る再開発会社の事業の代行の終了の公告	都道府県	都	
都市再開発法	第118条の30第1項	第二種市街地再開発事業に係る再開発会社の事業の代行の開始の決定	都道府県	都	
都市再開発法	第124条第3項	市街地再開発事業の施行の促進を図るために必要な措置の命令(再開発会社が施行する第二種市街地再開発事業)	都道府県	都	
都市再開発法	第125条の2第1項	再開発会社の施行する市街地再開発事業に対する監督上必要な検査(第二種市街地再開発事業)	都道府県	都	
都市再開発法	第125条の2第2項	再開発会社の施行する市街地再開発事業に対する権利者の請求に基づく検査(第二種市街地再開発事業)	都道府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
都市再開発法	第125条の2第3項	検査に基づく再開発会社に対する処分の 取消し等必要な措置の命令(第二種市街 地再開発事業)	都道府 県	都	
都市再開発法	第125条の2第4項	再開発会社に対する市街地再開発事業 の施行の認可の取消し(第二種市街地 再開発事業)	都道府 県	都	
都市再開発法	第125条の2第5項	認可の取消しに伴う公告(第二種市街地 再開発事業)	都道府 県	都	
都市再開発法	第128条第1項	組合等による処分に係る審査請求につ いての裁決(第二種市街地再開発事業)	都道府 県	都	
都市再開発法	第133条第1項	施設建築物等の管理規約の認可(第二 種市街地再開発事業)	都道府 県	都	
都市再開発法施行令	第22条の3において準 用する第4条の2第3項	再開発会社に対する審査委員の解任の 承認(第二種市街地再開発事業)	都道府 県	都	
都市再開発法施行令	第49条	施設建築物等の管理規約に対する意見 書の要旨の受理(再開発会社が施行す る第二種市街地再開発事業)	都道府 県	都	
都市再開発法施行令	第53条第2項	固定資産税の軽減の対象となる耐火建 築物の認定(再開発会社が施行する第 二種市街地再開発事業)	都道府 県	都	
都市再開発法施行規則	第39条第2項	市街地再開発事業の施行等の認可に伴 う公告をしたときの掲示(再開発会社 が施行する第二種市街地再開発事業)	都道府 県	都	
都市再開発法施行規則	第39条第3項	市街地再開発事業の事業計画の変更等 の認可に伴う公告をしたときの掲示(再 開発会社が施行する第二種市街地再開 発事業)	都道府 県	都	
都市再開発法施行規則	第39条第5項	市街地再開発事業の施設建設物の工事 完了等に伴う公告をしたときの掲示(再 開発会社が施行する第二種市街地再開 発事業)	都道府 県	都	
温泉法	第3条第1項	土地掘削許可申請受理	都道府 県	都	経過事務
温泉法	第6条第1項	土地の掘削の許可を受けた者である法 人の合併分割承認の申請の受理	都道府 県	都	経過事務
温泉法	第7条第1項	土地の掘削の許可を受けた者の相続承 認の申請の受理	都道府 県	都	経過事務
温泉法	第7条の2第1項	土地掘削のための施設等の変更許可申 請受理	都道府 県	都	経過事務
温泉法	第11条第1項	温泉増掘・動力装置許可申請受理	都道府 県	都	経過事務
温泉法	第14条の2第1項	温泉採取許可申請の受理	都道府 県	都	経過事務
温泉法	第14条の3第1項	温泉採取許可合併(分割)承認申請受理	都道府 県	都	経過事務
温泉法	第14条の4第1項	温泉採取許可相続承認申請受理	都道府 県	都	経過事務
温泉法	第14条の5第1項	可燃性天然ガス濃度確認申請受理	都道府 県	都	経過事務
温泉法	第14条の7第1項	温泉採取施設等変更許可申請受理	都道府 県	都	経過事務
特定化学物質の環境 への排出量の把握等 及び管理の改善の促 進に関する法律	第5条第3項	第一種指定化学物質の排出量等の届出 の経由及び意見の付与	都道府 県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
特定化学物質の環境 への排出量の把握等 及び管理の改善の促 進に関する法律	第6条第3項	対応化学物質分類名による届出に係る 大臣からの通知の受理	都道府 県	都	
特定化学物質の環境 への排出量の把握等 及び管理の改善の促 進に関する法律	第7条第2項	対応化学物質分類名への変更を認めな いことに係る大臣からの通知の受理	都道府 県	都	
特定化学物質の環境 への排出量の把握等 及び管理の改善の促 進に関する法律	第7条第3項	対応化学物質分類名への変更を認める ことに係る第一種指定化学物質の名称 の大臣からの通知の受理	都道府 県	都	
特定化学物質の環境 への排出量の把握等 及び管理の改善の促 進に関する法律	第7条第5項	対応化学物質分類名への変更の届出に 係る大臣への説明要求	都道府 県	都	
特定化学物質の環境 への排出量の把握等 及び管理の改善の促 進に関する法律	第8条第2項	第一種指定化学物質の排出量等の届出 に係る記録事項の通知の受理	都道府 県	都	
特定化学物質の環境 への排出量の把握等 及び管理の改善の促 進に関する法律	第8条第4項	第一種指定化学物質の排出量等の届出 に係る記録事項の集計結果の通知の受 理	都道府 県	都	
特定化学物質の環境 への排出量の把握等 及び管理の改善の促 進に関する法律	第8条第5項	大臣から通知のあった第一種指定化学 物質の排出量等の届出に係る記録事項 の集計及び公表	都道府 県	都	
特定化学物質の環境 への排出量の把握等 及び管理の改善の促 進に関する法律	第13条	国が行う調査に関する資料の提供の要 求又は意見の陳述	都道府 県	都	
鳥獣の保護及び管理 並びに狩猟の適正化 に関する法律	第9条第1項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の 許可	都道府 県	都	
鳥獣の保護及び管理 並びに狩猟の適正化 に関する法律	第9条第5項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の 許可に関する条件の付加	都道府 県	都	
鳥獣の保護及び管理 並びに狩猟の適正化 に関する法律	第9条第7項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の 許可証の交付	都道府 県	都	
鳥獣の保護及び管理 並びに狩猟の適正化 に関する法律	第9条第8項	認定鳥獣捕獲等事業者等の従事者に対 する従事者証の交付	都道府 県	都	
鳥獣の保護及び管理 並びに狩猟の適正化 に関する法律	第9条第9項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等許 可証又は従事者証の再交付	都道府 県	都	
鳥獣の保護及び管理 並びに狩猟の適正化 に関する法律	第9条第11項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等許 可証又は従事者証の返納の受理	都道府 県	都	
鳥獣の保護及び管理 並びに狩猟の適正化 に関する法律	第9条第13項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等結 果報告の受理	都道府 県	都	
鳥獣の保護及び管理 並びに狩猟の適正化 に関する法律	第10条第1項	許可に係る措置命令等	都道府 県	都	
鳥獣の保護及び管理 並びに狩猟の適正化 に関する法律	第10条第2項	許可の取消し	都道府 県	都	
鳥獣の保護及び管理 並びに狩猟の適正化 に関する法律	第19条第1項	鳥獣の飼養登録	都道府 県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第19条第3項	鳥獣の飼養登録票の交付	都道府県	都	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第19条第5項	鳥獣の飼養登録有効期間の更新	都道府県	都	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第19条第6項	鳥獣の飼養登録票の再交付	都道府県	都	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第20条第3項	届出の受理	都道府県	都	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第21条第1項	登録票の返納等	都道府県	都	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第22条第1項	登録を受けた者に対する措置命令等	都道府県	都	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第22条第2項	登録の取消し	都道府県	都	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第75条第1項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の報告の徴収	都道府県	都	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第75条第3項	立入検査	都道府県	都	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則	第7条第11項	捕獲等又は採取等の許可証の変更に関する届出の受理	都道府県	都	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則	第7条第12項	捕獲等又は採取等の許可証の変更に関する届出の受理	都道府県	都	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則	第7条第13項	捕獲等又は採取等の許可証の亡失に関する届出の受理	都道府県	都	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則	第7条第14項	捕獲等又は採取等の許可証の亡失に関する届出の受理	都道府県	都	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則	第20条第5項	住所氏名等の変更の届出の受理	都道府県	都	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則	第20条第6項	住所氏名等の亡失の届出の受理	都道府県	都	

